

平成 10 年 9 月 10 日基発第 530 号、平成 13 年 2 月 2 日基発第 54 号関係参考資料

## 賃金を「口座振り込み」にする場合、気をつけたほうがいいことはありますか？

A 賃金の銀行口座等への振り込みは、労働者の同意を得るなど、行政が定める手続きに即して行う必要があります。

### 1. 口座振り込みと「通貨払いの原則」

「賃金の通貨払いの原則」とは、賃金は通貨で支払わなければならないという原則です。銀行等の金融機関の口座に振り込むことは、通貨で支払ったことにならないので、通貨払いの原則違反となります。しかし賃金を通貨で支払うということは、大量の現金を会社で用意しなければならないということで、事務工数がかかるということと、強盗などにねらわれるリスクが高くなるという点で合理的ではありません。そこで、多くの企業では給与等の銀行振り込みが一般化しています。(証券会社の証券総合口座(MRF:マネーリザーブファンドで運用しているもの)への振り込みも可能)

### 2. 労働者の同意と金融機関の口座の指定

給与の振り込みは、労働者の同意を得た上で、労働者が指定する銀行等の金融機関の口座に振り込むこととなります。行政通達(参考資料 )によると、この「同意」は、労働者の自由意思に基づくものである限り、その形式は問われません(書面での同意は不要)。

労働者の「指定」とは、労働者が賃金の振込先として、労働者本人名義の預貯金口座を指定するという意味です。またこの指定が行われれば、労働者の「同意」が得られていると判断されます。

なお「振り込み」は、振り込まれた賃金の全額が、会社の賃金支払日(午前 10 時まで)に引き出せる状態になっていることが前提となります。

### 3. 口座振り込みの実施手順

口座振り込みの実施手順については、行政通達(参考資料 )で示されていますが、その中で重要な点は以下のとおりです。

労働者の過半数で組織する労働組合(または、労働者の過半数の代表者)と、労使協定を締結し、対象労働者の範囲、賃金の範囲・金額、取扱金融機関等の

範囲等を定める。

賃金額や源泉所得税、社会保険料の控除などの金額を記載した、賃金の支払いに関する計算書(給与明細書)を労働者ごとに発行する。

< 参考資料 >

昭 63.1.1 基発 1 号

平 10.9.10 基発 530 号、平 13.2.2 基発 54 号

回答者: 本田和盛 社会保険労務士 (あした葉経営労務研究所 代表)

<http://profile.allabout.co.jp/pf/honda/>

労働者の賃金に係る遅延利息（賃確六、賃確令一、賃確則六）、（「賃の支払」家労六、罰則一三〇）

### 解釈例規

#### ① 通貨払

【賃金の預金又は貯金への振込みによる支払】規則第七条の二第二項における「同意」については、労働者の意思に基づくものである限り、その形式は問わないものであり、「指定」とは、労働者が賃金の振込み対象として銀行その他の金融機関に対する当該労働者本人名義の預貯金口座を指定するとの意味であつて、この指定が行われれば同項の同意が特段の事情のない限り得られているものであること。

また、「振込み」とは、振り込まれた賃金の全額が所定の賃金支払日に払い出し得るように行われることを要するものであること。（昭三・二 基発号）

【賃金の口座振込み等について】今般、労働基準法施行規則の一部を改正する省令（平成十年労働省令第三十三号）により、使用者が労働者に賃金を支払う場合において、証券会社の一定の要件を満たす預り金への払込みによる支払が認められることとなつたことに伴い、従来から認められてい

た銀行その他の金融機関の預金又は貯金の口座への賃金の振込み及び証券会社の一定の要件を満たす預り金に該当する証券総合口座（以下「証券総合口座」という。）への賃金の払込み（以下「口座振込み等」という。）を実施する使用者に対しては、今後、下記により指導することとされたい。  
なお、昭和五十年二月二十五日付け基発第一二二号は、本通達の施行をもつて廃止する。

#### 記

- 1 口座振込み等は、書面による個々の労働者の申出又は同意により開始し、その書面には次に掲げる事項を記載すること。
  - (1) 口座振込み等を希望する賃金の範囲及びその金額
  - (2) 指定する金融機関店舗名並びに預金又は貯金の種類及び口座番号、又は指定する証券会社店舗名並びに証券総合口座の口座番号
  - (3) 開始希望時期
  - 2 口座振込み等を行う事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者と、次に掲げる事項を記載した書面による協定を締結すること。

(1) 口座振込み等の対象となる労働者の範囲

(2) 口座振込み等の対象となる賃金の範囲及びその金額

(3) 取扱金融機関及び取扱証券会社の範囲

(4) 口座振込み等の実施開始時期

3 使用者は、口座振込み等の対象となつている個々の労働者に対し、所定の賃金支払日に、次に掲げる金額等を記載した賃金の支払に関する計算書を交付すること。

(1) 基本給、手当その他賃金の種類ごとにその金額

(2) 源泉徴収税額、労働者が負担すべき社会保険料額等賃金から控除した金額がある場合には、事項ごとにその金額

(3) 口座振込み等を行つた金額

4 口座振込み等がされた賃金は、所定の賃金支払日の午前十時頃までに払出し又は払戻しが可能となつてゐること。

5 取扱金融機関及び取扱証券会社は、金融機関又は証券会社の所在状況等からして一行、一社に限定せず複数とする等労働者の便宜に十分配慮して定めること。

6 使用者は、証券総合口座への賃金払込みを行おうとする場合には、当該証券総合口座への賃金払込みを求める労働者、又は証券総合口座を取り扱う証券会社から投資信託約款及び投資約款の写しを得て、当該証券会社の口座が「MRF」（マネー・リザーブ・ファンド）により運用される証券総合口座であることを確認の上、払込みを行うものとする。

また、使用者が労働者等から得た当該投資信託約款及び投資約款の写しについては、当該払込みの継続する期間中保管すること。

（平一〇・九・一〇 基発第三〇号、平一三・二・二 基発第五号）

# Q.65

## 賃金の口座振込手続

賃金の口座振込を実施したいのですが、どのような手続  
きが必要ですか？

労働基準法施行規則第7条の2第1項により、個々の労働者の同意が得られた場合に限り、労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する本人名義の預金または貯金口座への振込みによることができます。

A

- 1 口座振込みは、書面による個々の労働者の申出または同意により開始し、その書面には、次に掲げる事項を記載しなければなりません。
  - ①口座振込みを希望する賃金の範囲及びその金額
  - ②指定する金融機関店舗名ならびに預金または預金の種類及び口座番号
  - ③開始希望時期
- 2 口座振込みを行う事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者と、次に掲げる事項を記載した書面による協定を締結すること。
  - ①口座振込みの対象となる労働者の範囲
  - ②口座振込みの対象となる賃金の範囲及びその金額
  - ③取扱金融機関の範囲
  - ④口座振込みの実施開始時期
- 3 使用者は、口座振込みの対象となっている個々の労働者に対し、所定の賃金支払日に、次に掲げる金額等を記載した賃金の支払に関する計算書を交付すること。
  - ①基本給、手当その他賃金の種類ごとにその金額
  - ②源泉徴収税額、労働者が負担すべき社会保険料等賃金から控除した金額がある場合には、事項ごとにその金額
- 4 振り込まれた賃金は、所定賃金支払日の午前10時頃までに払出しが可

104

能となっていること。

- 5 取扱金融機関は、金融機関の所定状況等からして一行に限定せず複数とする等労働者の便宜を十分配慮して定めること。

(平成10.9.10基発第530号)

(巻末資料「通貨払いの3つの例外」を参照してください)

なお、2項は必ずしも絶対事項ではありませんが、実際の円滑な実施に向けて必要となりましょう。

## 35 通貨払いの3つの例外

### 通貨払い

賃金は原則として通貨で支払わなければならない（労基法第24条）

労働者に対する賃金の支払方法については、労働の対価が完全かつ確実に労働者本人の手に渡るようにするため労基法第24条で

- ①通貨払の原則
- ②直接払の原則
- ③全額払の原則
- ④毎月払の原則
- ⑤一定期日払の原則

の5つの原則を定めています。

「賃金は、通貨で支払わなければならない」とする第1の「通貨払の原則」は、貨幣経済の支配する社会では最も有利な交換手段である通貨による賃金支払を義務づけ、これによって、価格が不明瞭で換値にも不便であり弊害を招くおそれが多い実物給付を禁じたものです。

「通貨」とは、強制通用力のある貨幣をいい、鑄造貨幣のほか、紙幣及び銀行券が含まれます。この原則には3つの例外が認められています。

1つは、労働者の同意を得た場合に限りませんが、労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する本人名義の預金口座への振込みによることができるというものです（労基法第7条の2第1項）。

賃金の口座振込みにあたっては、次のようなことを行うことが望まれます。

- 1 口座振込みは、書面による個々の労働者の申出又は同意により開始し、その書面には、次に掲げる事項を記載すること。
  - (1) 口座振込みを希望する賃金の範囲及びその金額
  - (2) 指定する金融機関店舗名並びに預金の種類及び口座番号
  - (3) 開始希望時期

2 口座振込みを行う事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表とする者と次に掲げる事項を記載した書面による協定を締結すること。

- (1) 口座振込みの対象となる労働者の範囲
- (2) 口座振込みの対象となる賃金の範囲及びその金額
- (3) 取扱金融機関の範囲
- (4) 口座振込みの実施開始時期

3 使用者は口座振込みの対象となっている個々の労働者に対し、所定の賃金支払日に次に掲げる金額等を記載した賃金の支払に関する計算書を交付すること。

- (1) 基本給、手当その他賃金の種類ごとにその金額
- (2) 源泉徴収金額、労働者が負担すべき社会保険料等賃金から控除した金額がある場合には、事項ごとにその金額

4 振り込まれた賃金は所定賃金支払日の午前10時頃までに払出しが可能となっていること。

5 取扱金融機関は、金融機関の所在状況等からして1行に限定せず複数とする等労働者の便宜を十分配慮して定めること。

2つめは退職金（退職手当）の支払いについてのみの扱いとなりますが、上記と同様の口座振込みの方法のほかに、銀行その他の金融機関が自己宛に振り出したいいわゆる自己宛小切手、金融機関が支払保証をした小切手、又は郵便為替の交付によることができるというものです（労基法第7条の2第2項）。

一般的に退職金は高額になり、現金の保管、持ち運びに伴う危険を回避する必要があることなどから、現金と同様の扱いとしてかなり普及しており、かつ確実なこのよ

うな支払方法が認められているものです。ただし、約束手形など上記に挙げられていない有価証券等による支払いをすることはできません。

3つめは法令又は労働協約に別段の定めがある場合に、通貨以外のものでも支払うことが認められるというものです（労基法第2条第2項）。

通貨以外のものとは、有形の物に限らず、通勤定期乗車券、住宅供与の利益等の無形の利益も含まれます。

通貨以外のものによる支払（実物給与）が認められるのは、法律、政令、省令又は地方自治体の条約等の法令に定めるもの、又は労働協約の定める範囲に限られます。労働協約とは、労働組合法でいう労働協約のみをいい、労働者の過半数を代表する者との協定は含まれません。なお労働協約の定めによって実物給与が許されるのは、その労働協約の適用を受ける労働者に限られます。

この実物給与も原則として労基法第12条の平均賃金及び第37条の割増賃金の算定基礎に含まれるため、その物又は利益を通貨に換算評価することが必要で、法令に別段の定めがある場合以外は労働協約で評価額を定めておかなければなりません。

（「わかりやすい労働基準法」（社団法人東京労働基準協会連合会発行）より転載）